

平成 27 年度第 2 回府中市障害者等地域自立支援協議会
会議録

- 日 時：平成 27 年 10 月 20 日（火） 午後 2 時～午後 3 時 30 分
- 場 所：府中市役所北庁舎 3 階第 4 会議室
- 出席者：（敬称略）
 - < 委 員 > 上村好美、石見龍也、鈴木卓郎、犬飼知子、河井文、
栗山恵久子、野村忠良、吉井康之、上野哲、大塚雄二、
古寺久仁子、永山豊和
 - < 事務局 > 松下障害者福祉課長、相馬障害者福祉課課長補佐、
長岡障害者福祉課主査、布目、北川
- 傍聴者：あり
- 議 事：
 - 1 会議の公開及び部会会議の報酬について
 - 2 前回会議録の確認について
 - 3 報告事項
 - （1）運営会議からの中間報告
 - （2）障害者差別解消法対応部会からの中間報告
 - （3）相談支援部会からの中間報告
 - （4）「ちゅうファイル」の市ホームページへの掲載について
 - （5）障害啓発リーフレットについて
 - （6）平成 27 年度第 5 ブロックにおける自立支援協議会交流会について
 - 4 その他
- 資 料：
 - 【事前送付資料】
 - 資料 1 平成 27 年度第 1 回府中市障害者等地域自立支援協議会会議録（案）
 - 資料 2 平成 27 年度障害者差別解消法対応部会中間報告
 - 【当日配付資料】
 - 平成 27 年度第 2 回府中市障害者等地域自立支援協議会 席次表
 - 資料 3 平成 27 年度相談支援部会中間報告
 - 資料 4 専門部会会議の報酬について
 - 参考 1 「ちゅうファイル」の市ホームページへの掲載について
 - 参考 2 第 5 ブロックにおける地域自立支援協議会交流会のご案内
障害啓発リーフレット

開会

■事務局

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまことにありがとうございます。飯嶋委員、上野委員、山内委員、吉松委員、平良委員からは欠席のご連絡をいただいております。委員17名中11名がご出席で定数に達しておりますので、ただいまより、平成27年度第2回府中市障害者等地域自立支援協議会を開会いたします。

本日の会議ですが、おおむね2時間を予定しておりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、お手元に配付してございます次第に従いまして進めてまいります。

(資料の確認)

本日は、傍聴希望の方がいらっしゃいませんので、これより議事に入ります。ここからは、進行を会長をお願いいたします。

■会長

改めまして、皆さんこんにちは。お忙しいところありがとうございます。では、早速議題に入らせていただきます。

1 会議の公開及び部会会議の報酬について

■会長

初めに、1番の会議の公開及び部会会議の報酬についてということで、こちらは事務局から説明をお願いいたします。

■事務局

まず、会議の公開についてですが、前回の会議でもお話ししましたとおり、府中市情報公開条例により、附属機関等の会議は原則公開とされておりまして、全体会議はこれに則り公開しております。

部会会議について公開をするのかどうかというところなのですが、部会会議は、全体会議よりも具体的な事例や過去の事例など踏み込んだ内容を協議しておりますので、公開といたしますと進行に影響があると考えられます。府中市情報公開条例32条3号に「会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、附属機関等の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合」は非公開とすることができるものとございます。先ほどの理由から、事務局といたしましては、部会会議は非公開としたいと考えておりますが、このことについて皆様からご意見をいただければと思います。

次に、部会会議の報酬について、本日の机上に配付しております資料4「専門部会会議の報酬について」をご覧ください。本年4月より、本協議会は類似機関から附属

機関という位置づけになり、府中市附属機関の設置等に関する条例第7条において「部会を置くことができる」とされており、部会会議についても報酬を支給することが妥当だと考えられます。本協議会では、設置当初、部会会議は自主的なものという位置づけで行われており、全体会議に内包されるものとして報酬の対象外としておりましたが、このたび附属機関になったこと、委員全員に部会に所属していただいていること等から、本年度から部会会議も報酬支給の対象とすることといたしました。報酬額は、日額8,000円、会議の回数は、各部会、当該年度6回以内までとします。部会会議には、意見聴取のためにオブザーバーの出席を認めておりますが、オブザーバーについては支給の対象とはいたしません。また、運営会議や打ち合わせについても対象外といたします。

また、ちょっと細かいお話なのですが、お茶についても、全体会議だけで、部会会議にはなしとさせていただきます。

■ 会長

ただいまの事務局の説明についてご質問のある方は承りますが、いかがでしょうか。専門部会につきましては、全体会に上げるにあたって、個別の事案等の紹介があったりするということがありまして、個々のプライバシーを侵害するおそれがあることが懸念されますので、できれば非公開にしたいというような趣旨であります。

この点に関しては、私も同様の見解を持っておりますが、委員の皆様はいかがでしょうか。

(発言する者なし)

■ 会長

それでは、専門部会に関しては非公開ということをごちらの全体会で確認させていただきました。事務局は、そのお取り扱いをよろしく願いいたします。

2 前回会議録の確認について

■ 会長

では、議題2、前回会議録の確認について。

こちらは、事前に会議録が皆様のお手元に配られておりますので、内容をご確認いただいたかと思いますが、初めに、事務局からご説明をお願いいたします。

■ 事務局

(資料1について説明)

■ 会長

皆様のご発言の部分で、この部分はちょっとニュアンスが違うとか、もうちょっと表現を変えたいということがあれば伺いますが、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

■ 会長

では、この内容で公開の手続をしていただきます。

3 報告事項

(1) 運営会議からの中間報告

■ 会長

では、続きまして、議題 3、報告事項。

まず、(1) 運営会議からの中間報告をお願いします。

■ 委員

また資料も何もなくて申しわけございません。運営会議は、今年度、2 カ月に 1 遍、支援センター連絡会とあわせて普通であれば行うことにさせていただいておりまして、特段、運営会議として検討するような事項がなかったこともありまして、今年度、今の時点では運営会議の実施をしていないのが現状であります。

■ 会長

ありがとうございました。

(2) 障害者差別解消法対応部会からの中間報告

■ 会長

続きまして、(2) 障害者差別解消法対応部会からの中間報告をお願いします。

■ 委員

結局、部会の名前を検討しておらず、当初の予定のまま、「障害者差別解消法対応部会」という長い名前で行ってまいりました。8 名の委員の方にご参加いただきまして、本日までに全部で 3 回部会を行いました。

検討内容としましては、平成 28 年 4 月から障害者差別解消法が施行されますが、行政機関は職員が適切に対応するために必要な対応要領を策定することになっていきます。府中市が市職員向けに対応要領を策定するにあたり、障害当事者や支援機関、関係者等の意見を反映するため、策定の際に留意すべきこと等について検討するということで、対応要領自体をつくるのではなくて、府中市が対応要領をつくるために、こういうところに気をつけてくださいねということについてまとめていくということをやってまいりました。

まず、第 1 回目を 7 月に行ったのですけれども、このときには、まず、障害者差別解消法についてよく知らないこともありまして、この法律についてよく知ってらっしゃる委員からご説明いただきまして、部会内で共通の理解を図りました。その後、

進め方について話し合いまして、皆さんに宿題をお出ししたのが第1回目の内容でございます。

第2回目は8月後半に行ったのですが、ここでは、合理的配慮の事例について、それぞれの委員の方々、ご自身の経験であったり、事業所の経験であったりというところからご意見を頂戴しました。

第3回が、9月に行ったのですが、中間報告へ向けて合理的配慮の事例が足りなかった精神障害分野の情報提供を他の部会委員から頂戴して内容を加えたことと、対応要領策定にあたって留意すべき点をまとめ直したということになります。

今回、添付資料としまして、「留意すべき点」という1枚のものと「合理的配慮の事例集」という名前の紙で2枚4ページのものを作成いたしました。事前に配付されておりますので、お目通しいただいているかと思っておりますので、細かい説明は省きたいと思うのですが、留意すべき点についてだけは皆さんで確認できたらと思っておりますので、読み上げていきたいと思っております。

（添付資料1を読み上げる。）

これを基本にいただきまして、その他事例について、添付資料2の合理的配慮の事例集のほうにまとめてあります。「物理的環境への配慮」、それから「意思疎通の配慮」「ルール・慣行の柔軟な変更」というものが基本的なのですが、さらに「(4)その他」として、職員の採用、研修、希望することを明記してあります。

この中で1点、事前配付の段階でご指摘いただいたところがありますので、表現の仕方のところになるのですが、この事例集の2ページ目、裏面の中ほどより少し行ったトイレ、増改築云々のところの黒ボチの一番最後、水飲み場のところですね。ここの理由のところは精神障害の方の理由が書いてあるのですが、それでも、「精神障害者は、薬の副作用で多量の水分摂取を必要としている方が多い。経済的に豊かではないので、水飲み場があると清涼飲料水を買わずにすむ。」と表記してあるのですが、でも、「経済的に豊かではない」と表現が適切ではないということで、表現を改めたほうがいいのではないかというご意見を頂戴しております。皆様のほうで異論がなければ、ここの部分を丸々削除でいいのではないかと考えているのですが、いかがでしょうか。

（「賛成です」の声あり）

■委員

では、この部分を削除し、「水飲み場があると清涼飲料水を買わずにすむ。」ということに短縮させていただくようにしようかと思います。

そのほか、お気づきの点等がありましたら、ご意見をいただければと思います。

■会長

なかなか差別解消法って、耳にすることはあっても中身がよくわからないものだっ

たりすると思うのですが、ざっくり言えば、障害を理由に、障害のない人と違う対応をしてはいけないということなのですから、今回は、府中市役所の職員が、この差別解消法が施行されるに当たってどう対応していくかという対応要領を作成するための自立支援協議会からの提言をまとめたものになっています。

■ 委員

この合理的配慮の事例集の中で、精神障害の方への対応のところだけに、すべて理由というものが書いてあるのは、これはオブザーバーの方からの意見を取り入れてこういう表記の仕方になっているということなのではないでしょうか。

■ 会長

私たちがこれをまとめるときに、これだけに理由が入るのはおかしいよねという話はしたのですが、ただ、これは精神障害の関係の方からご意見をいただいたところにこういう理由が書いてあって、私たち自身も、この理由を読んで「なるほど、そういうことなのか」と分かる部分が多いので、なおさら市役所の職員とかに見せるのであれば、この理由があったほうがいいよねという結論に達しました。

ほかのところも理由をつけたらいいかなということもあったのですが、ほかのところは、特段理由がなくてもわかる内容だったりもするので、やはり精神障害の場合、見た目で判断できない、障害の内容そのものを一般の方はなかなか理解していないというところでの差別が非常にあるということなので、ここの部分の理由をあえて消す必要はないかなということで、こちらでは記載させていただきました。

■ 委員

事例集の3ページ目のあたりでしょうか、意思疎通の配慮の項目ですが、ここに書いてある「精神障害の方へ」というところの内容は、どの方にも共通する内容ではないかと思うのですが。むしろ精神障害の方に特化しなくてもいい内容かなと思いますが、いかがでしょうか。

■ 会長

なるほど、確かにそうですね。そうすると、これを一番上に持ってきますかね。すべての障害のある方ということにして。ただ、「すべての障害のある方へ」ということでこの項目を出したときに、括弧して理由が入っているのですが、その理由が全部精神障害者の理由なので、そこら辺の整合性がつかなくなってしまうのですが、でも。でなければ、「これらの合理的配慮に関しては、精神障害の方に限らず、他の障害の方にも当てはまる。」と一言入れるか。

■委員

一般市民で本当に疲れているとか、出産間近だとか、足を骨折している場合だとか、そういう方々にも役に立ちますね。

■会長

はい。多分、足を骨折している方は、一時的に身体障害なのですね。

そうすると、例えば、一番上のところに、「わかりやすくするために各障害種別に書いてありますが、これらの項目はすべての障害の方に当てはまる項目です。」とか一言つけますか。そんなような表現でよろしいですか。

確かに、例えば知的障害の方の「わかりやすく簡潔な表現をする」と、私でも、専門用語でばーっとしゃべられたらわからないので、それをわかりやすく説明するというのは、障害のある、なしにかかわらず、高齢の人に関しても、物事を理解してもらうように説明するためには必要な配慮なので。

そうしたら、一番上のところに付け加えて、「わかりやすくするために障害種別と書いてありますが、すべての障害のある方に適応する配慮です。」というような一文を入れさせていただくということではよろしいでしょうか。

ほかには何かご意見ありますか。

(発言する者なし)

■会長

この差別解消法というのは、来年4月1日から施行されますが、この協議会の任期は再来年の3月までで、その時点で市長に答申をすることになっているのですが、そうすると、もう施行された後になってしまってあまり意味がなくなってしまう。この件に関しましては、今年度中に市長に何らかの形で報告書というか答申書みたいな形で提出することが望ましいと考えておりますが、皆様のご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

■委員

市役所が作成する対応要領自体はいつぐらいまでにできる予定ですか。

■事務局

人事担当課には、障害啓発リーフレットのことを含めて、差別解消法が4月から施行されますということは伝えております。その中で、職員向けの研修等もやっていく必要があるということと、対応要領についても、服務規律の一環として、内閣府としては人事部局が策定することを想定しておりますということはお伝えして、内閣府のホームページからダウンロードしたものを渡しているところなのですが、まだはっきりいつごろできるというようなことでは言われてはいないので、自立支援協議会から1月ぐらいをめどに提出して、それを踏まえて職員課で策定する流れになろう

かと考えております。

■ 委員

ちょっと戻りまして、合理的配慮についてよろしいですか。

合理的配慮をこのようにして設計のときに役立ててくださいという、この理由が途中で消えてしまって、全く設計する人、そのときの担当の市の職員の方に伝わっていなかった場合には、例えば、カウンターがそんなに広くてもしょうがないからこれでいいよねとか、トイレの便座だってそんなに要らないではないかなど、いろいろな面でお金がないから節約しようなどということになって、それが配慮されないと非常に残念だと思うので、この理由のところだけは、設計する方と市の担当の職員の方にはきちんと伝わるようにしておいていただければと思います。

■ 会長

設計というのは市庁舎の設計ですか。

■ 委員

市で市庁舎以外にもいろいろなこの建物をつくる時や、増改築などのときです。

■ 会長

今回やっているのが、その対応要領策定に対しての自立支援協議会からの申し入れになるのですね。そうすると、市庁舎とはまたちょっと違う部分になるのです。ただ、答申自体は市長に宛てて出しますので、当然、市庁舎の建設に関しても市長が責任を持つわけですから、そこら辺は反映されるものだとし自身は理解しているのですけれども。

ただ、こういうことが一旦きちんとまとまりましたら、例えば、ほかのところにもお知らせするような何らかの方法をとることによって、その思いを、表面だけではなく、なぜそれが必要なのかという思いをきちんと伝えられるような何か仕組みをまた考えていくことは大事かと思います。

■ 委員

目には見えない必要性がきちんと届くように。

■ 事務局

今、新しい庁舎建設に向けてもというところで、広報にちょうど新庁舎の設計の概略のところが出たかと思うので、その中で、これから細かい実施設計ができてきますので、合理的配慮の事例集をつけ、障害福祉課からも担当部局に伝えてまいります。

プラスアルファのこととして、パブリックコメントを当然実施するかと思いますの

で、そこでも皆さんで気がついた点がございましたら、意見としていただけると、よりよい庁舎ができると確信しております。

■ 会長

それでは、本年度中に市長に何らかの形で答申といいますか申し入れをするということで、差し当たって、事務局で書式のようなものを用意していただいて、それを再度、対応部会のほうで最終的に内容を確認して、市長にお渡しするという運びにしたいと思います。

(3) 相談支援部会からの中間報告

■ 会長

それでは、報告事項(3) 相談支援部会からの中間報告をお願いします。

■ 委員

資料3の「相談支援部会中間報告」をご覧ください。部会のほうでのまとめが遅くなりまして、皆様に事前に配付することができなくて申しわけありません。あとは、部会委員の方の名前などはきちんと掲載するべきだったかと思うのですが、中間報告の書式自体も見づらいものになっていて、その点、ご理解いただきたいと思います。次回以降きちんと修正したいと思います。

平成27年度の相談支援部会は、部会委員の方9名で開催しています。今回までに第3回の部会を開催したということになりました。

この相談支援部会では、1回目の本会議のときにも少し議論になったかと思うのですが、そもそも相談支援部会で今年度何を話していくべきかというあたりのことをまずきちんと確認するところから始めなければいけないということがありまして、平成27年3月に、この自立支援協議会の前期までの中でまとめた府中市の相談支援の現状に対する部会としての課題の整理と、それから、それぞれの課題に対してこういったことをやっていったらいいのではないかという提案をまとめてきたわけですが、そのまとめを踏まえて、この部会として、さらに今年度何をするかということをもまず話し合いました。

この中で、第1回目、7月31日の部会で出てきた議論としては、この自立支援協議会の相談支援部会で議論してきたこれまでのまとめに対して、府中市が現時点で具体的にそれをどのような形で施策化しようと思っているのか、どういうところまで検討を進めているのか、そういった市としての具体的な見解を、まとめに対して改めてレスポンスを示してもらうことがまずは必要ではないかという点が挙げられました。と同時に、平成27年度より、これも府中市の呼びかけで始まっている府中市内の指定特定相談支援事業所、いわゆるサービス等利用計画を作成する事業をやっている事業所、この相談支援事業所の連絡会が毎月定例で活動を始めております。そこで、そ

ここに集まってくる現場の相談支援事業所に、部会として現状の課題や希望といったものをヒアリングすることができるのではないかと確認されました。この2点、府中市からのレスポンスと、それから、現場の事業所からの現状や課題、希望といったもののヒアリングを踏まえて、その上で今期の部会としての議論の方向性を検討していくことにしようということが、まず、第1回目の部会で確認されたことです。

それに引き続きまして、第2回、第3回と、そこで確認されたとおりのことを行いました。

まず、第2回の部会が9月3日に行われまして、この際には、障害者福祉課長補佐にオブザーバーとして参加していただいて、事前にこちらからお伝えしていたように、府中市より報告書に対するレスポンスをいただいて、それに対する意見交換を行いました。

そのときに府中市から説明された内容が、この資料2の2ページ目についてあります「障害者等自立支援協議会報告書を受けて市からの進捗状況報告概要」といったものになります。平成27年3月の報告書でこちらがまとめたように、相談支援の形を第1層、第2層、第3層という形で、それぞれの層ごとに課題や提案をまとめていたものですから、それに対する市としての見解といったものをこういった形で出させていただきました。

これについては、また後ほど、ぜひ事務局からもご説明していただけるといいかと思っておりますが、皆さん、お目通しいただければと思います。

それと同時に、部会があと、9月29日に開催されました府中市の特定相談支援事業所連絡会において、相談支援事業所へのヒアリングを実施いたしました。この連絡会のヒアリングの中では、各実際に計画相談をやっている事業所の方から、サービス等利用計画の作成、モニタリングといったことがこの特定相談支援事業所の業務になって、それをやることで報酬をもらうという形で彼らが皆さんの仕事をしているわけですが、ただ、基本的な相談支援の業務をしっかりとやることが自分たちの本来の業務であると皆さん感じているということはおっしゃっていました。ただ、その部分に対する補償というものがなかなか制度的になされていないところは非常に難しいことになっているということでした。

各事業所は、自分のやれる指定特定の相談支援の中でも、自分たちの事業所はこういうところが専門性として強いのだということをアピールして、それぞれが強みを分担しながら市の中で活動していくことが必要ではないかというご意見や、指定特定の相談支援事業所が今までよりもっと動きやすくなるように、給付費以外の何らかの補助をもらうことができればいいのではないかという発言や、あるいは計画相談の中でも、1人の人に計画を立てて、実際に支援していく中で、簡単な人という言い方は非常に語弊があるのですけれども、時間のかかる人とそうでもない人と、人によって大分差があるという意見も出まして、たくさんのサービスを使っていたり、いろいろな課題を抱えている利用者の方に対しては、重度加算的な制度があると相談支援事業所

としてもいいのではないかという意見も出ました。

あと、相談支援部会にぜひ特定相談支援事業所の人も呼んでもらいたいということも意見として出ておりました。

これらの9月の活動を踏まえて、10月8日の第3回目の部会では、改めて、では、今後相談支援部会としてどのようなことを具体的に話し合っていくかということの検討内容の絞り込みを行いました。その結果、今年度の部会では、平成27年3月に既にお示ししている報告書の中で、特に「第3層」と私たちがまとめましたサービス等利用計画の対象者になる方への相談支援の部分の強化について、今後、改めて検討していくことが必要であろうという話になりました。1層、2層のほうは検討しないでいいということではないのですが、現時点で具体的に成果をこういう形で上げていくということも考えて、まず今検討すべきは第3層の部分ではないかということを確認しています。

現状、府中市内の障害福祉サービスを利用されている方すべてに対するサービス等利用計画をその中で既に作成済みの方は、9月中旬ぐらいの時点で72%という数字は府中市から示されているかと思いますが、ただ、この中でセルフプランと言われる、ご自分で計画をつくって出している方を除くと、実際のサービス等利用計画を事業所で立てている方の数字は40%に満たないぐらいの数字になってしまうわけですね。府中市は、なるべく計画相談がすべての方に行き渡るようにということもおっしゃっているかと思うので、そう考えると、今年度に入って以降も計画相談がそこまでずっと進んでいるかという、そうではない現状が実際にはあります。特に、障害児の方を対象とした支援利用計画の作成が進んでいないということが現状としてあります。

この指定特定相談支援事業所の数自体は、府中市でかなり数が増えてきているのですけれども、ご自分の指定特定相談支援事業所をやっている事業所と同じ法人の中のサービス事業所のサービスを使っている利用者の方の計画を立てるだけでも手いっぱいになっている事業所が実際に幾つかあるのではないかと。そうすると、相談支援事業という新しい利用者の方にとってのサービスやいろいろな立場からは中立で、そのご本人にとっては一番身近に相談できる先としてあるはずの事業所が、どうしてもサービス利用の事業所とくっついた形になってしまうことがかなり事例として市内で多くなっている。それ自体にもやはり問題があるのではないかという意見も出されました。

今後どのような相談支援事業所にも、自分のところの同一法人のサービスを利用しているだけの計画を立てるのではなくて、さまざまなケースの相談支援を受けられる力量が求められています。そのためのスキルアップのために、具体的に研修や事例検討などを市全体でどのように行っていく必要があるのかといったことを部会として今後、具体的に検討していくことも必要ではないかということです。

同時に、裏面に行きますが、障害児の方に対する計画は、既に作成されている計画のうち7割以上がセルフプランになっているという数字もあるのですね。つまり、実

際に障害児の方に相談支援事業所が計画を作成する率はかなり低くなってしまっている。実際に計画作成を担える事業所が少ないし、すべての現状の相談支援体制では、すべての障害児の方に計画を作成することは難しい状況ではないかということです。その中で、府中市内に児童発達支援センターを設置することは、府中市にとって、この現状からも急務ではないかということで、こういったことも部会の中で具体的に検討していければいいなということで確認しています。

今後の予定として、今挙げました成人の相談支援の部分と、あとは児童、それぞれのことを1回ずつ部会として具体的に検討するために、第4回の部会を11月13日、第5回の部会を12月1日にそれぞれ開催予定です。第4回の部会では、指定特定相談支援事業所の方をオブザーバーとして招く予定になっているのと、第5回では、今度は児童のほうのオブザーバーとして、子ども発達支援センターあゆの子の職員の方に来ていただいて、具体的な内容の議論をする予定になっています。

■会長

この資料のところで市からの進捗状況報告概要というものがついています、こちらを含めて市のほうから何か補足することがあれば伺います。

■事務局

実際にこちらをお話した後に、今月16日、政策会議というものがございまして、そこで理事者等に対して予算要求をさせていただきました。具体的には、委託相談支援事業所を2カ所増設することを課長から説明していただきまして、理事者から市内にできる法人があるのかということを質問されましたので、課長が即答で、「できるところはあります。育ってきているのでやれるところはあります。」ということで、しっかり言い切っていただきましたので、できるといいなというのがまず1つ希望としてあります。

またもう一つ、第1層の部分、市町村相談支援事業というところで言うと、地区社協のところは、モデル事業を押立町でやっているのですが、これは地域福祉推進課で、まずは福祉圏域で身近なところで相談できる場所を設けて、将来的には違った圏域でということで地域福祉推進課から予算化の要望が出ていました。その中でも、最終的に市役所の中でも総合的に相談できる場所をどこかに設けて、組織変更等を考えていきたいということを地域福祉推進課から理事者に説明がありました。この説明があったからすぐできるというわけではないのですが、府中市としても動き出している状況をまずはご報告させていただきます。

あと、理事者への説明の中で、あゆの子について、平成27年度に強化の予算をつけてもらって、現状どうなのかという質問が委員の中からありましたので、そのことについて、現状をまず説明したのと、それと、これも課長から、将来的には児童発達支援センターをつくっていききたいと考えているということを熱く理事者に語っていた

だきましたので、理事者もやっていかなければいけないのだというようなところが根づいてきたかなというところです。

■事務局

相談部会の1回目から2回目、3回目と報告を今いただきまして、私から1点、特定相談支援事業所連絡会のことでお願いというか、私の思いというか考えですが、この障害者計画が平成27年度4月からスタートしているわけですが、この検討をする中で、相談事業所が増えてきたのはいいのだけれども、この事業者のレベルを高いところに維持していく必要があるというところが計画の中にもしっかり盛り込まれていました。私としては、この連絡会を何としてもまずは立ち上げて、この計画を実りあるものにしたいという思いが形として機能してきたかなというところがあります。やはり第3回の部会のところで、スキルアップのためにいろいろとやっていかなければいけないというところがまさに出たと思うのですが、そこは皆様の中でレベルアップを、均一な最低限のところをつくっていかうという形で進んでいる事業所もあれば、高齢者分野から入って障害分野のことはあまりわからないという事業所もあるかもしれませんので、そのあたりは、こういった部会のほうが音頭をとっていただいて、この連絡会を大きなものに育てていただければありがたいかなというところを感じました。

■会長

まず、第1回のときに相談支援部会を立ち上げてくださいとお願いして、何を今さら相談すればいいのだという話もあったのですが、やはり相談さえ充実すればいいのではなくて、その先の、例えばサービスの提供がきちんとなされなければいけませんし、それ以外の部分の充実もあって初めて相談が生きてくるわけですが、何はともあれ、困ったときに駆け込むというか相談相手がいるというのが、障害当事者にとっては大変心強いことでありますし、身近なところで私の味方が必ずいると思えることは、地域の中で生活していく中で非常に大切なことだと思いますので、地域の相談支援事業が充実するために、今後とも留意していただきたいと思ひますし、重ねて、やはり今ずっとご報告を伺いながら思ったのは、全体のあり方、市の障害者福祉だけではなく、市の全体のあり方ですね、市民生活がこれからどう動いていくのかというものの中で、その障害者の分野に関してはこういうものがある、地域生活の中ではこういうものがあるというのがきちっと見えてこない、ここだけ一生懸命やっても、ほかのところが充実しなければ、それだけで空回りしてしまいますし、その辺の関係性もきちんと明確にしながら、今後の、会長、副会長の役割としては、障害者計画のほうにきちんとそれをつないでいくというところがありますが、その辺の問題点を1つずつクリアにしていただけると、障害者計画の場合でも、よりほかの委員の皆さんに説得力のある意見を言えるといいですか、そういった力になるかと思ひますので、よ

ろしくお願いします。

指定特定相談員のサービス利用計画の相談員に関しましては、やはり相談員ごとに力量が非常に違うというのは大変問題ですし、どの人に計画書をつくってもらっても、障害者のために本当にいい計画書になることが担保されますように充実していただきたいと私からも切にお願いしたいと思います。

(4)「ちゅうファイル」の市ホームページへの掲載について

■会長

報告事項(4)「ちゅうファイル」の市ホームページへの掲載について。

■事務局

それでは、参考1「『ちゅうファイル』の市ホームページへの掲載について」という資料をご覧ください。

大変遅くなりまして申しわけないのですが、現在、「ちゅうファイル」のダウンロード配信の準備をしているところでございます。今年度は、予算の関係で紙ベースでの配布は行わず、ホームページでの配信のみとなります。こちらの配信の形がエクセル形式ですので、使用者が編集できる形となっています。参考資料のように掲載したいと考えておりますが、内容について皆さんにご意見あればお伺いしたいと思っております。

掲載の場所ですけれども、資料の上のほうに現在ページから入り方が書いてあるのですが、府中市のトップページから福祉のほうに入って、障害のある方の支援に入って、障害のある方へのサービスのところに「ちゅうファイル」を掲載しようとしております。対象についてですけれども、上から2つ目のところに主な対象とありまして、「障害のある児童や発達に不安のある児童」と掲載しているのですが、正副会長と話をしまして、児童に限らずという内容にしたほうがいいということで「障害のある方や発達に不安のある児童等」と記載したいと思っております。

ファイルの内容については、第4期の報告書を今日お持ちいただければ見ていただきたいのですが、白い冊子の中に内容が載っております。こちらの中の11ページ以降に内容を記載しております。

表紙の絵ですが、こちらは著作権の関係もありますので、ありがちゅうちゃんの絵に差し替えさせていただきました。

■会長

「ちゅうファイル」の中身そのものにつきましては、報告書の中にありますのでご覧いただければと思います。かなりいろいろなものを網羅しているのでページ的には多いのですが、その障害の特性によって必要なページ、不要なページ、いろいろありますので、その人にとって必要なページを抜き出して作成していただくという趣旨で

前期のツール部会では作成いたしました。

とりあえずホームページでダウンロードできるというだけでも、必要な方のお手元に届きやすくはなったのでよかったかと思います。

この案内の、例えば「『ちゅうファイル』とは」という説明文であるとか、ちょっとわかりにくいような表現ということであれば、その辺の修正は可能ということですね。今日、この場でもしのご意見をいただければ伺いますし、お帰りになってから、ちょっとこれはどうなのかなと思ったようなことがありましたら、一言事務局にご連絡いただければと思います。

障害者団体におかれましては、極力、このファイルを会員の方々に周知していただいて、ご利用いただくようにお声をかけていただければ、大変ありがたいと思います。何かご質問ありますか。

■委員

内容のことではないのですが、ここのページの掲載のことで、私だけかもしれませんが、こういうデータで書類を見るときに、どういう書類なのかというのが視覚的に見やすいのでPDFというファイルがあるじゃないですか。よくそれを見て、ああ、こういう書類なんだなというのがぱっと視覚的に見えるもので、そっちの書式だとすごくわかりやすいのですね。エクセルで上げてもらって自分で入力できるのは、それはすごくありがたいのですが、クリックしたときに、こういう書類なのかというのがぱっと出るものがあると、どんな書類なのかというのがわかりやすくていいので、もしPDFでも上げられるのであれば、同時にしてもらえばいいかと思います。

■会長

例えば記載例みたいなものをちょっと書いたものをPDFファイルにして上げていただけると、よりイメージしやすいかもわからないですね。

■委員

そうですね、ますますいいですね。

■会長

すべてのページに入れなくても、代表的なページとかだけでもいいので、「府中太郎」とかという感じで入ったもので、記載例みたいな形で簡単に。全部の欄を埋める必要はないので、書いたものをPDFで上げていただけるとわかりやすいかなというご意見です。ご検討いただけたらと思います。

■事務局

今の委員のご意見で、PDFにするのは可能かと思います。また、記載例ということで、こちらのほうに見られるように、視覚的に訴えることができるようにしていきたいと考えております。

■委員

「ちゅうファイル」の啓発パンフレットもつくったかと思うのですが、それともここに掲載してもらったら、説明だけよりわかりいいのではないかと思ったのですが。

■会長

おっしゃるとおりです。よろしくお願いいたします。

■委員

私は今年から参加させていただいておりまして、今、この「ちゅうファイル」というのは非常に素晴らしいものだと考えておるのですが、これに書き込むことによって、自分を振り返ったりとかいうことができるのですが、1点、前々から心配しているのが、この個人情報の漏えいとかセキュリティーに関しては何か考えていらっしゃるのかどうか。ここに書いてあるのは、落としたときには大変大事なものでといっても、それは善意の方ばかりではないですね。このデータをもしかして加工して何かに使う場合に、そこから漏えいしないようなセキュリティーを講じておかないと、公的な機関がやることに関してはちょっといけないのではないのかなというところがあるのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

■事務局

こちらの「ちゅうファイル」については、個人情報をご自分で管理するものになっております。ですので、利用者の方、または障害当事者の方、保護者の方が管理して、記入し、それを関係機関に見せるというところでございます。ですので、例えばこれをダウンロードしてデータを云々ということで何か情報が漏えいすることはないものと思います。

しかしながら、関係機関においては、個人情報を扱うわけなので、渡すときには、注意書き的なところで気をつけてくださいという注意喚起は必要かと思っておりますので、その辺を周知していきたいと考えております。

■会長

記入されたものに関しては、あくまでも自己責任の範疇に入ると、自分で持ちますので、これをどこかの公的機関が、データの入ったものを持つことは想定していませ

ん。そういうことでよろしいですか。

■委員

自己責任はわかるのですけれども、もしこういう精神的な障害をお持ちの方で、注意力が散漫になっているという方もいるかと思うのですね。ですから、そういう方はより紛失しやすくなる可能性はありますね。ただ、これをこういうふうにつくってくださいとやったときに、そういう方への配慮というか、持ち歩いて相談するわけですね。そのあたりの配慮が何かあったほうがいいのではないかと。自己責任と言ってしまえばそれまでなのですけれども、そういう配慮が必要というところもあるのではないかと考えるのですが、いかがでしょうか。

■会長

何かそういう持ち歩きに関してのご意見はありますか。

■委員

それは恐ろしいことだと思いますね。電車にちょっと忘れておいて、それに住所も名前も全部書いてあるわけでしょう。それでもってすべてがわかってしまうわけですね。精神障害の方は、そういうことが発生しなくても不安があるわけですね。今のお話は、私も深刻な問題だと思いました。持ち歩いて、落としたりなくして入手に渡った場合のストレスは、ものすごく高くなるし、それが戻ってこなければ、もうずっと一生悩むかもしれないという精神障害の方特有の心配性というか、もうこの世も終わりというところまで行きますから、それは本当にそうだなと今ちょっとと思いました。

それを防ぐにはどうしたらいいかですね。コピーして持って歩いても、それは何の意味もないでしょう。どうしたらいいかと本当に思います。落とした場合、誰も開けない装置なんかあるわけないし、どうしたらいいかというのは、本当に私も悩んでいます。

■会長

何か方策を。例えば精神障害の方がこれをつくられた場合は、利用する場合は、ご自宅に伺って、その場でしか見ないようにするとかということはどうですか。

■委員

ご自宅に伺うのは、本当にごみ屋敷みたいになっていて、片づけができていないのに人が来るというすごいストレスになりますね。だから、どうしたらいいかと思えますね。本当に難しい。メールみたいに暗号にするわけにもいかないしね。何か暗号を通してというような方法を考えなければいけないのかなとちょっと思いましたね。

■ 副会長

「ちゅうファイル」自体が、絶対にこれをつくりなさいというものではなくて、例えば年金申請とか、それから今、サービス等利用計画をつくるときのアセスメントをとる時点で、小さいときの様子とか、特に知的・身体の方たちだと、お母さんたちも、二十過ぎてしまうと、「あのころはどうだったかしら。どこの医者に行ってたかしらね」とか「どんなことがあったかしら」というのが抜けてしまうのですね。私たちも年金の申請のお手伝いをするときとかにすごく苦労して、大変な思いをして作成しなければならないということもあったりして。

あとは、親亡き後でも、それを見ただけで、どんな薬で、どんな生き立ちでやってきたのかというのに活用できるということでしたので、強制ではなくて、やはり必要と思われる方がそういったものをつくられるということなのかと思うのです。

■ 委員

私も本当にそう思うのですね。精神障害の方の場合は、しかし、そんなに厳密に正確な既往歴などは、それがなくても何とか治療できてしまうところがあるのですね。精神で一番大事なのは、自分が急性症状が出たときに、暴れたりして発作みたいなものが起きたときに、どうしたら自分がまた安定していけるのかというようなことが書いてあると、周りの人がとても助かるわけですね。そのときぐらいに必要であって、あとはそんなに精密な記録って僕は必要ないと思っているのですね。精神の医療でそんなに厳密にやる必要はないと思うので、精神障害の場合には、強制ではなくて、本当に自分で心神喪失とか、お酒を飲んでしまってわけわからなくなったときに、人がそれを読んで治療が行えるということで特に役に立つと思います。

確かに、例えば発達障害などの場合にはそういうデータが必要だとすると、なければいけない。しかし、つくったら、人がそれを手に入れてしまったら本当に恐ろしいことにもなりかねない。精神の人はそうですね。会社で働いていて、自分が急性症状が起きたときに、これが人手に渡ったら、ましてや秘密にして治療をした場合に、それも困りますね。それをどうすればいいか。

■ 副会長

特に全員がつけなさいということでの作成ではないので、必要に応じて、こういったものもあるという提供だと思うのですね。今回の場合。なので、その精神障害の方が「ちゅうファイル」が必要かどうかはご自身で判断ということになるかと。

■ 委員

そうですね。必要なところだけ書いて、あとは書かない。それぞれに書いて、あとは自己責任と。絶対起きてはいけません。

■ 会長

すべてを自己責任で突き放すのはどうかとは思いますが、あくまでも必要なところだけ記載してくださいということで作成していますので、何も連絡先を全部記入しなければいけないということではないです。

■ 委員

私は、精神障害の場合には、最初からつくらない、必要な部分だけつくって、それは自分の責任において管理する最小のものだけつくる。あとはもうつくらないというのが無難だと思うのです。精神障害の場合、そういう結論に今なりましたね。

■ 委員

でも、それはその人が決めることだと思います。私たちが決めることではない。

■ 会長

なので、例えば、家族会の方にこれをご案内されるときに、そういった注意点も含めてご紹介いただければ、大変ありがたいと思います。

■ 委員

基本的にはそういう話でいいと思うのですけれども、大事な点でもあると私も思いますので、その点に関して何かしら注意を喚起するようなことを市で広報する際にもう少し盛り込んだほうがいいのかどうかという点だけは確認しておいたほうがいいと思うのですけれどもね。取り扱いの部分は少し記載されていますけれども、もうちょっと書き方として何かつけ加えたほうがいいのかというあたりではあると思います。

■ 会長

もうちょっと注意喚起を促すような記載、書きぶり。もうちょっと目立つ感じで入れていただけると。

■ 事務局

実際このホームページに利用に当たっての注意事項みたいなものを載せさせていただいて、作成していただきましたら、こちらにも、「落とされた方は」「拾われた方は」ということで明記してありますので、もうちょっと目立つような注釈とか、その辺も含めてやっていただければと思っております。注意喚起ぐらいしかできなくて申しわけないですが、そういうふうに対応させていただければと考えています。

■ 会長

一言つけ加えると、私たちはこれをつくる際に、他市の事例をいろいろ参考にさせ

ていただきました。そのときに、いろいろな障害者団体であるとか、例えば東京都の育成会であるとか、いろいろなところでつくられているのですね。そこにそれほど注意喚起の文章というものは、あまり目立つ感じでは書かれていなかったように記憶していたので、私たちもその辺に関してはちょっと配慮が足りなかったかなというところは反省ではあります。

(5) 障害啓発リーフレットについて

■ 会長

それでは、報告事項 (5) リーフレットについて、お願いします。

■ 事務局

本日、机上に配付しております A 5 判の冊子をご覧ください。こちらのほうをお配りしておりますのでご覧ください。

こちらが平成 26 年度のツール検討部会で作成していただいた障害啓発のためのリーフレットでございます。「第 4 期協議会報告書」、白い冊子ですが、そちらの 65 ページをご覧ください。こちらが部会からいただいた内容でして、それをもとに内容やイラスト、体裁などを少し変更させていただきまして、本日お渡しした冊子のような形になりました。今回の印刷部数は 5,000 部です。冊子の 71 ページに部会から配布先の案をいただいておりますので、順次、準備を整えて各機関に配布して、あとは市のホームページへの掲載を進めていきたいと思っております。

■ 会長

こちらツール部会で検討してまいりました啓発用のパンフレットです。ボランティア講習会とか学校でのこういう障害啓発の授業とか、いろいろなところで使っていただけたらいいなということで作成いたしました。

当面は、障害者差別解消法の対応要領の市職員の啓発講習というのですか障害理解を深めるための講習をされるということで、多分そちらのほうで使っていただけるのだらうと思っております。

■ 事務局

今回こういうリーフレットにしたのは 5,000 部ということで、市職員一人ひとりにこれを配るとちょっとお金がもったいないという正直なところがありますので、市の職員には白黒でやろうかと思っています。

また、市の職員は大体各自 1 台のパソコンが目の前にあるのですけれども、そこで使う個別のプログラムがありまして、その中で PDF ファイルを入れまして、いつでもそこからダウンロードできるようにしておく予定でございます。それによって、窓口に来られた方で、こういう方だったけれども、どういうふうにやったらいいのかな

というのがすぐに、手元になくても、パソコンは大体目の前にありますので、そこを開いて見ることは可能かと思っております。

また、市の職員の講習については、実際いつになるかまだ検討中なのですが、それについても、このリーフレットを踏まえて、すべての障害のある方に当てはまる場所もあれば、ちょっと違うところもあったりするかと思うのですが、基本、こちらのリーフレットに載っているところを理解して、それから接客等々をやれば、よりよい市民サービスができるものと思いますので、今後、研修に向けて、また事前に皆様のお力をおかりしながらやっていきたいと考えてます。

■ 会長

こちらは質問というか、もうでき上がっておりますので、有効に活用されることをお願いしたいと思います。

(6) 平成 2 7 年度第 5 ブロックにおける自立支援協議会交流会について

■ 会長

それでは、報告事項 (6) 平成 2 7 年度第 5 ブロックにおける自立支援協議会交流会について、お願いします。

■ 事務局

第 5 ブロックにおける地域自立支援協議会交流会について、参考 2 「第 5 ブロックにおける地域自立支援協議会交流会のご案内」という資料がありますので、ご覧ください。

こちらは、開催市から送付された案内文でございます。まず、交流会についてご説明いたします。

東京都自立支援協議会において、府中市は「市部第 5 ブロック」に分けられております。市部第 5 ブロックには、ほかに小金井市、武蔵野市、三鷹市、調布市、狛江市などの近隣市が入っております。府中市を含めたこの 6 市において、各市での自立支援協議会の取り組みについて情報交換を行い、広域的な課題に対して認識の共有化を図ることを目的として、3 年ほど前から交流会を開催しております。

開催市は 6 市の中で持ち回りになっておりまして、昨年度は府中市で開催したのですが、今年度は武蔵野市が開催市になっております。各市から取り組み状況を報告して、それに対して質疑応答や意見交換を行うというのが今までの主な流れになっております。また、交流会の後には懇親会があるということで聞いております。

交流会の日時ですが、参考 2 の中に書いてあるとおりですが、11 月 19 日木曜日の午後 3 時から 5 時まで、場所は武蔵野商工会館です。裏面に会場の地図が載っております。JR 吉祥寺駅から徒歩 5 分の場所ということです。

交流会と懇親会の出欠については、私が取りまとめるのですが、10 月 28

日水曜日までにいただきたいと思います。本日の会議終了後に同じ内容のメールを皆様に改めて送ろうと思っていますので、そちらもご確認いただければと思います。もし、今日の時点でもう予定が入っていてこちらの出席は難しいということであれば、帰りがけに事務局にお知らせください。

■ 会長

例年、私は会長ということで毎回参加させていただいておりますけれども、他市の取り組み状況を聞いて、府中市ではどういうふうにやればいいかということは参考にさせていただいております。お時間があればご参加いただければと思います。去年は府中市開催だったので、何人かの方にご出席いただきましたけれども、お時間があれば、ご出席を検討していただけたらと思います。

4 その他

■ 事務局

まず、事務局からご連絡させていただきます。

今後のスケジュールについてですが、第3回の全体会は、1月27日水曜日の午前10時からに決定いたしました。正副会長とスケジュールを確認しまして、こちらの日に決定しましたので、ご都合の悪い方については、申しわけないですが、ご理解をお願いいたします。時期が参りましたら書面で通知も差し上げますので、よろしくお願いいたします。

次回の会議が今年度最後の会議となりますので、各部会から最終報告を出していただきます。また、次年度の協議会の協議内容についても少し検討したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

■ 会長

今10月後半で1月の終わりなので、お正月を挟みますのでそんなに日にちがあるようでないような期間になってしまいますけれども、今日が中間報告で、さらに最終報告がどこまで詰められるかちょっとわからないのですが、相談に関しましては、また部会を重ねていただくということで、その検討内容についての報告をお願いしたいと思います。

差別解消法対応部会に関しましては、最終的な市長答申の案についてのご確認をこの全体会の前にいただくことになるかと思いますので、よろしくお願いします。

日程につきましては、また皆様もお忙しいと思いますが、年3回の会議ですので、極力ご都合をつけていただいて、ご出席いただくようにお願いします。

では、本日の会議は以上となります。どうもありがとうございました。